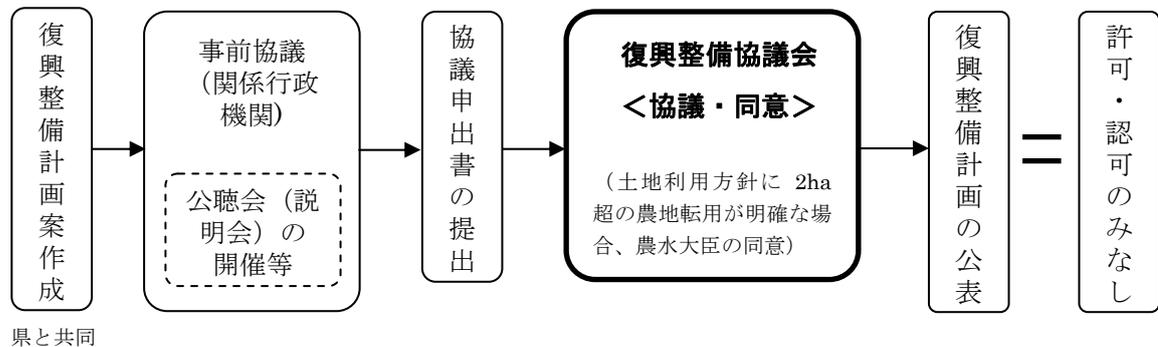


復興整備計画の協議申出について

1. 「復興整備計画」制度の概要

- ・東日本大震災復興特別区域法に基づき、土地利用の再編に係る特例許可・手続特例等を受けるための計画で、県と共同して作成。
- ・防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、道路・公園等の都市施設など13事業について、復興整備計画に記載することにより、各事業に対する特例が適用される。
- ・手続きのワンストップ協議が可能となる「復興整備協議会」（市、県、関係行政機関等により構成）を宮城県と共同で設立済み。（平成24年2月）

<手続きの流れ>



- ・東部地域の防災集団移転促進事業における移転先の整備を迅速に進めるため、農地転用許可に関する特例を受けるべく、7月3日に開催する復興整備協議会において、復興整備計画の同意を得る予定。
- ・5月上旬からの県とのWG等を踏まえて計画案を作成し、農政局と事前協議を経て、6月中に協議会への正式な計画提出となる「協議申出書」を提出する。

2. 復興整備計画の概要

- | | |
|-----------------|---|
| 1) 土地利用方針 | 別添1「復興整備事業土地利用構想図」のとおり |
| 2) 計画区域 | 別添2「復興整備事業総括図」のとおり |
| 3) 今回記載する復興整備事業 | 仙台市東部地域防災集団移転促進事業 ※今後、別事業も進捗に応じて追加記載予定 |
| 4) 今回受けようとする特例 | 農地転用の許可 (田子西隣接地区、南福室地区、上岡田地区、七郷地区、 石場地区、六郷地区) |
| 5) 事業期間 | 平成24年度から平成27年度まで |

3. スケジュール

- ・ 7月 3日 復興整備協議会の開催
 - ・ 7月 9日頃 復興整備計画の公表（市・宮城県・復興庁のホームページに掲載）
- ・ 公表については、県が復興整備協議会の数日前に代表して記者クラブ投げ込みを行うのに合わせて、同日、本市も市議会に対して投げ込みを行うとともに、協議会開催後に県・市町ともにホームページへ掲載する。
- （詳細については、復興整備協議会が公開であり、その場で十分な情報提供がなされる。）

4. 今後の進め方

1) 防災集団移転促進事業について

- ・ 農地転用の手続きについては、今回の協議会后、農地所有者から同意を得た上で、関係書類を農林水産大臣に提出すれば、農地転用のみなし許可が得られることとなる。
- ・ 移転先が農振農用地の地区（田子西隣接地区、南福室地区、七郷地区、石場地区、六郷地区）においては、いずれ農用地利用計画の変更等が必要となるため、事業の進捗に合わせて、復興整備計画に追記し、変更手続きを進める。

2) その他の復興事業について

- ・ 今後、東部地域において実施予定の各種事業についても、必要に応じて復興整備計画に位置付け、許認可等の特例を受けることにより、迅速に事業を進める。